

高松市・牟礼町合併協議会

第3回会議

参考資料

目 次

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

1	町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について	1
2	慣行の取扱い(協定項目第12号)について	2
3	事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について	3
4	条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について	4
5	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について	5



町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

現 況	
高 松 市	牟 礼 町
1 町 数 2 0 3	1 町 数 1（牟礼）
2 大字数 0	2 大字数 3（牟礼、大町、原）
先進地域の事例	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">平成11年4月1日以降に新設合併した5市（注1）の事例</div> <p>静岡市《新設》 町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。</p> <p>宗像市《新設》 両市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、両市町の町又は字の区域は、従来のとおりとする。</p> <p>千曲市《新設》 1市2町の町・字名については、原則として、現行の町・字名を基本に調整する。ただし、一部の地域については、地域住民の意見を聞き調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">平成11年4月1日以降に編入合併した5市（注2）の事例</div> <p>新潟市《編入》 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>つくば市《編入》 つくば市及び茎崎町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。</p> <p>新居浜市《編入》 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。</p>	
概 要	
<p>市町村の区域内の町（字）の区域の設定若しくは廃止、又は町（字）の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定により、市町村の長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要である。</p> <p>合併の際にこれを行おうとする場合は、あらかじめ協議しておくことが適当である。</p>	

注1 / 静岡市・宗像市・周南市・千曲市・五島市（いずれも合併後または告示されている市名）

注2 / 新潟市・つくば市・福山市・呉市・新居浜市（いずれも合併後の市名）

慣行の取扱い（協定項目第12号）について

現 況	
高 松 市	牟 礼 町
1 市章 	1 町章 
2 都市宣言 世界連邦都市宣言、交通安全都市宣言、環境美化都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言、男女共同参画都市宣言	2 都市宣言 教育と文化の町、人権尊重の町宣言、非核牟礼町宣言
3 市民憲章 高松市民のねがい	3 町民憲章 町民憲章
4 市の木 黒松	4 町の木 ユーカリ
5 市の花 つつじ	5 町の花 つばき
上記は慣行の例示である。	上記は慣行の例示である。
先進地域の事例	
平成11年4月1日以降に新設合併した5市で、何らかの特例措置を設けている市 2市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 1市	
静岡市《新設》 慣行は、原則として新市において検討するものとする。 ただし、従来の実績を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。 宗像市《新設》 慣行については、原則として新市において調整する。	
平成11年4月1日以降に編入合併した5市で、何らかの特例措置を設けている市 2市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 1市	
新潟市《編入》 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別に実施する。 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。	

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

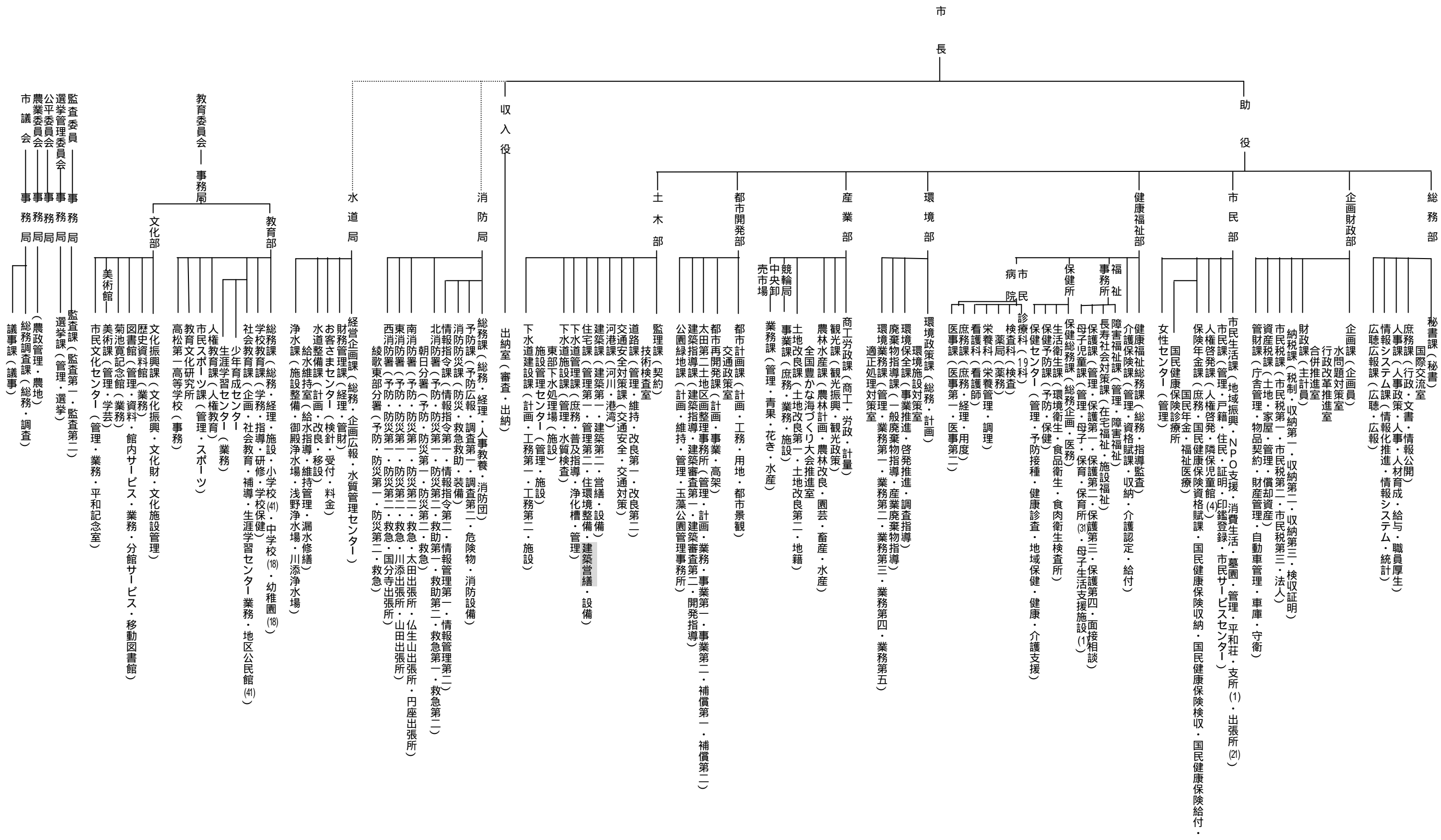
現 況			
高 松 市		牟 礼 町	
1 部局等の数	部局14（部長級職員を配置している外局を含む。） 課 85（課内室10を除く。）	1 部局等の数	部局0 課 13（室を含む）
2 支所・出張所の数	支所1、出張所21	2 支所・出張所の数	支所0、出張所0
3 行政機構図	別紙のとおり	3 行政機構図	別紙のとおり
先進地域の事例			
<p>静岡市《新設》 新市の組織・機構は、中枢本部及び2つの総合支所を骨格とし、以下の事項を基本に、整備するものとする。 (1) 簡素で効率的な組織・機構 (2) 市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構 (3) 新市建設や新たな行政課題に的確に対応できる組織・機構</p> <p>新潟市《編入》 黒埼町役場は、地区事務所とする。 ただし、 当分の間、地方自治法上の支所とする。 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p> <p>新居浜市《編入》 (1) 現在の別子山村役場は、当面、支所として存続させるものとする。 (2) 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p>			

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

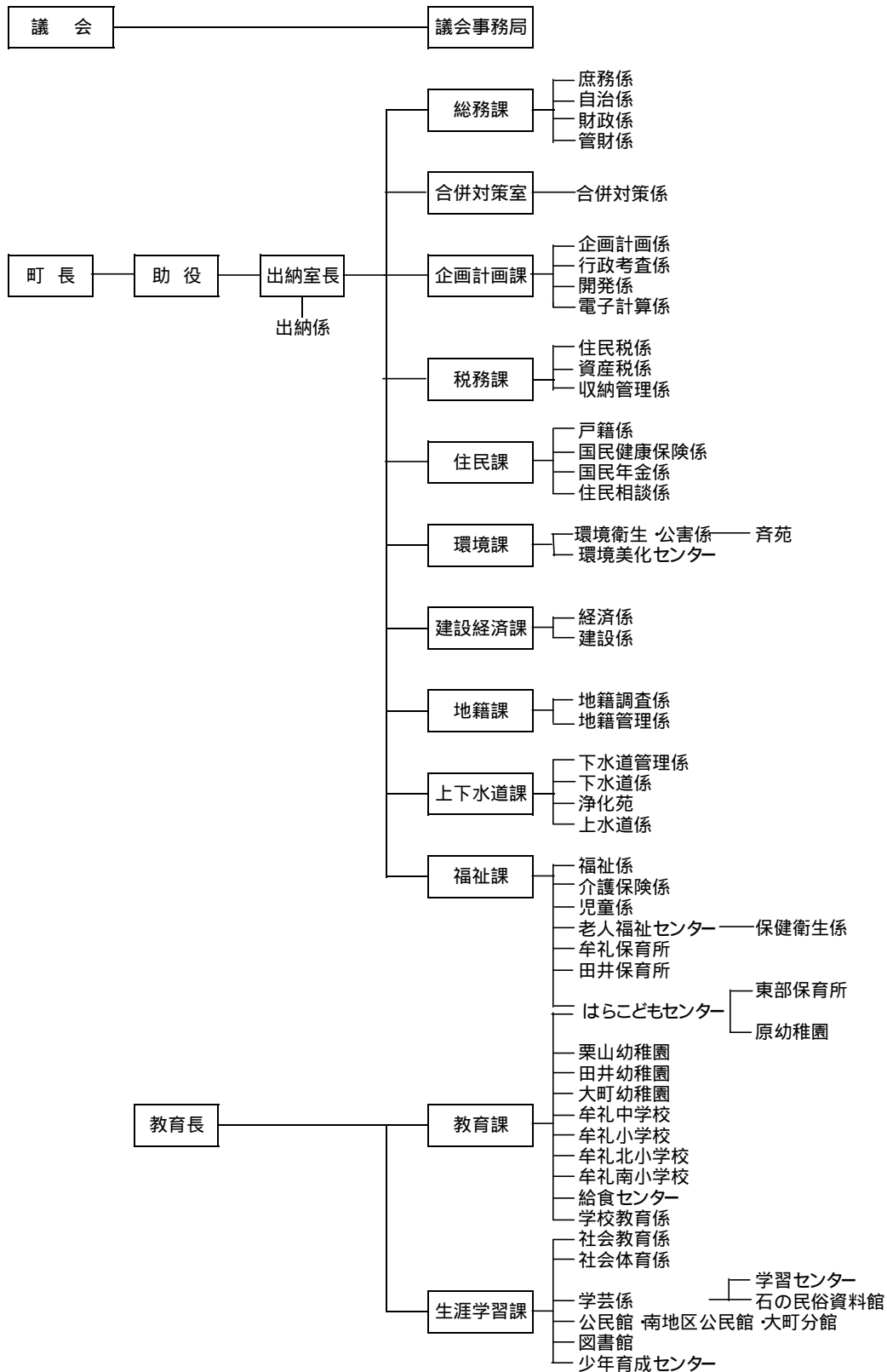
現 況	
高 松 市	牟 礼 町
1 条例 233本	1 条例 135本
2 規則 282本	2 規則 108本
3 規程等 165本	3 規程等 58本
(平成16年4月1日現在)	(平成16年4月1日現在)
先進地域の事例	
<p>周南市《新設》</p> <p>(1) 合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p>(2) 同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については、原則として、現行の例による。</p> <p>(3) 類似、相違又は数団体に制定されている条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一する。</p> <p>(4) 条例、規則等の制定にあたっては、新市における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備するものとする。</p> <p>合併時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させる必要があるもの。</p> <p>合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。</p> <p>合併後、逐次制定し、施行させるもの。</p> <p>千曲市《新設》</p> <p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p> <p>福山市《編入》</p> <p>福山市の条例及び規則を適用するものとする。</p> <p>ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p> <p>新居浜市《編入》</p> <p>新居浜市の条例、規則等を適用する。</p> <p>ただし、別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち、新居浜市に引き継ぐものについては、現行の例による。</p> <p>各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>	

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

現		況	
高 松 市		牟 礼 町	
1	市長 1人	1	町長 1人
2	助役 2人	2	助役 1人
3	収入役 1人	3	収入役 0人
4	教育長（教育委員会委員）1人	4	教育長（教育委員会委員）1人
<p>特別職の職員については、上記のほか、議会の議決・同意によって就任する者等が含まれるとされているが、その範囲については、地域によって取扱いが異なる。</p>		<p>特別職の職員については、上記のほか、議会の議決・同意によって就任する者等が含まれるとされているが、その範囲については、地域によって取扱いが異なる。</p>	
先進地域の事例			
<p>静岡市《新設》 基本的には、失職するものとし、新市発足後の暫定的な取扱いについては、法令のとおりとする。</p> <p>宗像市《新設》 1．両市町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の町が別に協議して定めるものとする。 2．各種審議会等の付属機関については、新市において当該付属機関のあり方を検討した上で設置する。</p> <p>周南市《新設》 (1) 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。 (2) 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規程によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。</p> <p>新潟市《編入》 黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>呉市《編入》 下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。</p>			



別紙【牟礼町行政機構図(H16.4.1現在)】



農業委員会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局